

入札公告

次のとおり一般競争に付します。

平成27年 11月6日

経理責任者

独立行政法人 国立病院機構

肥前精神医療センター院長 杠 岳文

1. 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

平成27年後期 一般消耗品 (LPC3T18K 外3点)

各品目の予定数量は 入札説明書 別紙 納入予定数量表による

(2) 履行期間 平成27年12月1日から平成28年5月31日

(3) 履行場所 〒842-0192

佐賀県神埼郡吉野ヶ里町三津160番地

肥前精神医療センター

(4) 入札方法 入札金額については、(2)に定める履行期間に行う(1)購入等件名の履行に要する一切の諸費用を含め契約金額を見積もるものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額（いわゆる税抜き価格）を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

(1) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下、契約細則という）第5条各号のいずれにも該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

【参考】第5条 経理責任者は、特別な理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争に参加させることができない。

一 契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(2) 契約細則第6条の規定に該当しない者であること。

【参考】第6条 経理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後一定期間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者
- 三 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- 七 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 八 前各号に類する行為を行った者

2 経理責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

3 第1項の期間その他必要事項は、別に定める。

(3) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）において「物品の販売」のうち、開札時までに『B等級、C等級又はD等級』に格付けされ、九州沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

3. 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒842-0192 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町三津160番地
肥前精神医療センター企画課契約係 勝田（かつた）
電話0952-52-3231 内線7859

(2) 入札説明書の交付方法

平成27年 11月6日より、上記3（1）の交付場所で交付する。

(3) 入札説明の日時及び場所

平成27年 11月6日より、入札説明書等により随時実施する。

(4) 入札書の受領期限 平成27年 11月24日（火）17時00分

(5) 開札の日時及び場所 平成27年 11月25日（水）16時30分

肥前精神医療センター 外来管理診療棟 3階 第1会議室

4. その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に1の(1)に示した購入等件名を履行できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者等から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

契約細則第21条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者(第1交渉権者)とする。

ただし、落札者(第1交渉権者)となるべき者の入札価格によっては、その者により該当契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者(第2交渉権者)とすることがある。

(7) 詳細は入札説明書による。

以上